一般社団法人鳥取中部観光推進機構「通訳案内士・通訳者・翻訳者登録要綱」

（目的）

第１条　この要綱は、一般社団法人鳥取中部観光推進機構（以下「機構」という。）が、外国からの観光客のおもてなしのための受入環境整備として、通訳案内士、通訳者及び翻訳者の登録制度（以下「通訳翻訳者」という）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録内容）

第２条　登録する人材の分野は次の各号に規定する分野とする。

（１）通訳案内士（山陰地域限定通訳案内士含む）

　　　　・都道府県知事に登録した通訳案内士で通訳に関して協力することができる人材

　　　　※通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅

行に関する案内をすることをいう）を行うことを業とする。（通訳案内士法第2条）

　　　　　　美術館など特定施設内のみの外国語での案内は「旅行の案内」に該当しないため

通訳案内士の資格はいりませんが、主として外国語で交通及び土産物購入の斡旋

ないし観光の案内等を目的とした案内は通訳案内士の資格が必要となります。

（２）通訳者

　　　　・通訳に関して協力することができる人材

　　　　※依頼内容は、外国人同席の歓迎レセプションやイベントでの通訳などになります。

（３）翻訳者

　　　　・翻訳に関して協力することができる人材

（登録資格）

第３条　通訳翻訳者に登録できる者は、国際交流活動に理解と熱意を有する満１８歳以上の個人で、次の各号に該当する者とする。

（１） 通訳案内士にあっては、当該言語について都道府県知事に登録した通訳案内士であること。

（２） 通訳者にあっては、該当言語について日常会話の通訳が支障なくできる者であること。

（３） 翻訳者にあっては、当該言語について日常文章の翻訳が支障なくできる者であること。

（登録方法）

第４条　通訳翻訳者へ登録しようとする者は、通訳案内士・通訳者・翻訳者登録申請書及び登録票（様式第１号）により機構会長に登録の申込みを行うものとする。

２　通訳翻訳者への登録は、複数の分野にわたって行うことができるものとする。

３　機構は、登録が完了したときは通訳翻訳者登録通知書（様式第２号）により登録申請者に通知するものとする。

（登録の更新）

第５条 　機構は、原則として、三年に一回、全登録者を対象とした更新確認を行うものとする。

（登録内容の変更）

第６条 　登録者は、登録内容を変更したい場合は、速やかに機構に変更の連絡をするものとする。

（登録の取り消し）

第７条 　会長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

（１）登録者から辞退の申し入れがあったとき

（２）長期間にわたり連絡がとれないとき

（３）登録者が死亡したとき

（４）その他登録者として不適格と認められる事実が発生したとき

（依頼者の要件等）

 第８条　登録者の紹介を機構に依頼することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）鳥取県、機構エリアの市町村及び観光関連団体等

（２）国内外旅行会社や団体ツアー、個人旅行、ファムツアーを企画する会社等

（３）その他会長が特に必要と認める団体及び個人

（紹介の方法）

第９条　登録者の紹介を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、原則として実施しようとする日の１か月前までに、依頼書（様式第３号）を機構に提出しなければならない。ただし、第８条（２）に該当する場合はその限りではない。

２　機構は、依頼内容を検討の上、登録者の同意を得て、氏名、連絡先を依頼者に通知することができるものとする。但し、紹介が不可能な場合は、速やかに依頼者に連絡する。

３　依頼者は、登録者に対して、依頼条件の詳細説明を行う。

４　登録者は、前項の説明を十分に理解した上で協力の諾否を、依頼者に連絡する。

（費用負担）

第１０条　登録者が協力を承諾した各分野の活動に伴う交通費・謝金などの必要経費は原則として機構が支払うものとする。

（紹介の条件）

第１１条　依頼者及び登録者は、業務の協力にあたり両者間で取り決めた条件等の不履行等により双方が損害を被らないよう十分に配慮しなければならない。

２　登録者は、ボランティア保険又は傷害保険等に加入するなど、業務に伴う事故等に備えなければならない。また万一、事故等が発生した場合には、当事者間の責任において、双方誠意をもって解決にあたるものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。